
◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第9、議案第31号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第31号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について。
詳細は担当課長から申し上げます。

（総務課長 山本稲一君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります
これより質疑に入ります。
質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑なしの声がありますが、質疑を終結してよろしいでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより、議案第31号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についての件を挙手により採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
